

教育訓練給付金

指定教育講座を受講した場合、経費の20%を支給します。(4,001円以上10万円が上限)

●指定講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座、別に定める就業に結びつく可能性の高い講座。

●支給条件

①町内に居住、児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の人。②雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない人。③教育訓練を受けることが適職につくために必要な人。

高等技能訓練促進費

資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間の全期間(平成23年度の入学者まで)【課税世帯】月額70,500円・【非課税世帯】月額141,000円を支給する。

●対象となる資格

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等。

●支給条件

①町内に居住、児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の人。②養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる人。③仕事または育児と、修業の両立が困難な人。

講座等の申込みを行う前に手続きを!!

支給条件を全て満たし、埼玉県母子福祉センター(☎048-642-6557)で事前相談(審査)と求職登録を行い、入間東福祉保健総合センター(☎04-2929-4117)に申請してください。

埼玉県母子福祉センター



母子自立支援プログラム策定事業

■対象者

児童扶養手当を受給し、健康で就業意欲はあるが、どのようなスキルを身に付けたらよいか、ハローワークをどのように利用したらよいかなどのお悩みの人。(就業中の人OK)

■就業のながれ

【1】埼玉県母子福祉センターの相談員と面接
現在の生活、就業の状況などを聞き自立支援計画を作成。

【2】ハローワークコーディネーターと面接
相談員も参加し就業に関する状況や意向を聞き支援メニューを選定。

【3】ハローワークによる就業支援

①ハローワークの担当者によるマンツーマン支援 ②トライアル雇用事業の活用による試行的短期雇用の実施 ③公共職業訓練のあっせん ④民間の教育訓練講座の受講奨励 ⑤職業相談・紹介の実施などの支援を通じ就業をバックアップします。

【相談業務】

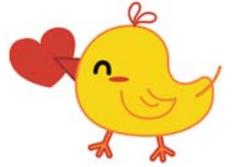
相談	内容	受付時間	電話番号
就業	就業相談員が電話や面接で皆さんの事情に応じたきめ細かな支援	月～金曜日(※) 午前9時～午後4時	048-642-6557
生活 養育費	自立支援相談員兼養育相談員が電話や面接で相談	月～金曜日(※) 午前9時～午後4時	048-642-6551
法律	女性弁護士が月2回無料で面接相談(要予約)	第2・4金曜日 午後1時～4時	生活相談へ 048-642-6551

※水曜日は、午後6時45分まで、電話相談のみ延長します。

【問い合わせ】 埼玉県母子福祉センター ☎048-642-6557

【場所】 大宮合同庁舎3階
(JR大宮駅東口徒歩15分・JRさいたま新都心駅徒歩15分)

ひとり親家庭のお母さんへ



離婚等により子どもを養育しながら生計を一人で維持していく母親等を支援するために、一定の要件に該当する場合、児童扶養手当等を支給します。また、母子家庭の経済的自立「就業」や「困りごと相談」などの支援をしています。
問い合わせ こども家庭課(内線165)

児童扶養手当制度について

＜主な対象者＞

父母が婚姻を解消した子ども、父が死亡又は父が一定の障害の状態にある子ども、父に1年以上遺棄された子ども、父が法令により1年以上拘禁されている子ども等を育てている母または養育者です。

なお、所得制限があります。(養育費の8割も所得に加算されます)

＜手 当 額＞

子どもの人数	月 額 (全部支給)	月 額 (一部支給)
1 人	41,720円	41,710～9,850円
2 人	46,720円	(41,710～9,850)+5,000円
3人以上	2人の場合の月額に、1人につき3,000円を加算	

支給月…1年に3回、4月、8月、12月に4か月ずつ支給されます。

＜お知らせ＞

平成20年4月から、児童扶養手当を受給して5年経過または、支給要件に該当して7年経過した場合、手当額が1/2になります。(3歳未満の児童がいる場合は、3歳到達から5年経過により対象となります)

※減額対象者の人には、開始される月の前々月に通知書を送付します。

●ただし、次のいずれかに該当する場合は減額されません。
①就業している。②求職活動をしている。③身体上または精神上の障害がある。④負傷または疾病等により就業することが困難である。⑤児童または親族を介護するため就業することが困難である。

※①～⑤に該当する場合は、確認できる書類等を提出する必要があります。すでに該当している人は、毎年、下記の現況届とともに提出が必要となります。

現況届の提出

前年の所得等の把握と、8月1日現在での受給資格を確認するため現況届を提出してください。添付書類等の詳細は、該当者に郵送にて通知します。

なお、現況届を提出しないまま2年が経過すると時効により、受給する資格がなくなりますので、必ず提出してください。(特に、現在所得オーバーにより支給停止の人は、その後所得が下がって受給できる場合がありますのでご注意ください。)

【提出期限】

8月1日(土)～31日(月)(土、日曜日を除く)
午前8時30分～午後5時まで
※土曜開庁日の8月1日は、午前8時30分～正午まで受付

【提出先・問い合わせ】

こども家庭課児童福祉係(内線165)

母子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭のお母さん及び寡婦の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金を貸し付けする制度です。
対象者：母子家庭のお母さんで20歳未満の子を養育している人、父母のない20歳未満の子、寡婦(現在子を扶養していない場合、所得制限有)
貸付内容：事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚(子)
※申請↓面接↓審査↓貸付適否決定(申請すべてが貸付できるものではありません)◎申請用紙はこども家庭課にあります。

問い合わせ

こども家庭課(内線165)
入間東福祉保健総合センター
(☎041-2929-4117)

●児童扶養手当受給者の優遇制度

ニユー福祉定期貯金、新マル優制度・JR通勤定期乗車券の割引制度があります。
●マゼスサロン
(大宮・川口・熊谷・所沢のハローワーク内)では、子育てをしながらか就職を目指す方をサポートしています。

いざも家庭なんでも相談

家庭の問題や子育ての悩みなど一人で悩まずにご相談ください。専門の相談員と一緒に解決方法を考えます。

受付時間

月～金曜日、午前9時～午後5時(祝日を除く)

問い合わせ(こども家庭課)

☎258-10055

特別児童扶養手当 「所得状況届」の提出

特別児童扶養手当を受給している人は、所得状況届を必ず提出してください。添付書類等の詳細は、該当者に郵送にて通知します。

提出期限

8月11日(火)～31日(月)(土、日曜日を除く)、午前8時30分～午後5時まで
提出先・問い合わせ
健康福祉課障害福祉係(内線175)

